

令和7年度 長野県母子父子寡婦福祉資金の貸付内容

* 貸付を受けるには、連帯保証人の設定や所得要件等の条件がありますので、詳しくはお住まいの福祉事務所におたずねください。
また、申請から貸付までには通常1か月以上かかりますので、早目にご相談ください。

貸付の種類				貸 付 金 額 の 限 度							据置期間	償 還 期 間	年利率	違約金
事業開始資金				個人 3,580,000 円				団体 5,370,000 円			1 年	7 年 以 内	無利子又は年1.0%※3	
事業継続資金				個人 1,790,000 円				団体 1,790,000 円			6 か 月	7 年 以 内		
修 学 資 金 ※ 1 ※ 2	学 校 種 別			学 年 別		1年 (月額)	2年 (月額)	3年 (月額)	4年 (月額)	5年 (月額)	当該学校卒業後6 か 月	○高校 ○高専 ○短大 ○大学 ○大学院 <		

- ※1：大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援対象の方について、就学支度資金の場合は入学料減免と本貸付金の貸付限度額との差額を限度額として、修学資金の場合は授業料減免額及び給付型奨学金受給額と本貸付金の貸付限度額との差額を限度として、修学に必要な額の貸付を受けることができます。
- ※2：日本学生支援機構から貸与型奨学金、学校独自の授業料減免又は奨学金、民間団体等による奨学金等を受けている方については、一律の減額調整は行いませんが、当該支援が受けられることを踏まえて貸付所要額を判断します。
- ※3：保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は年1.0%となります。なお、これらの貸付金についても申請者の所得状況等によっては、連帯保証人が必要となる場合があります。ただし、就職支度資金で児童に係るものについては、保証人の有無にかかわらず無利子です。